

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付事務取扱要領

制 定 平成23年1月25日

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）を卒業後、和歌山県内の医療機関等に就業する意思のある本学医学部生に対し、和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は次の各号に該当する者とする。ただし、平成20年度以降に地域医療枠で入学者した者については除く。

- (1) 経済的理由等により学業に専念できない状況にあると認められる者
- (2) 本学で2年間の卒後臨床研修を終えた後、県内の医療機関等において、奨学金の給付を受けた期間の2分の3に相当する期間（本学での卒後臨床研修2年間を含む。）を医師（医学研究者を含む。）として就業する意思のある者
- (3) 品行方正で学業成績が優秀な者又は学業成績の向上が見込まれる者

(給付対象人員)

第3条 給付対象人員は、各学年2名を限度とする。

(給付金の額等)

第4条 給付金額は、月額50,000円とする。

- 2 年間の給付金額は、4月から翌年3月までの12か月分とする。
- 3 給付方法は、給付の決定を受けた者の指定する銀行口座に、4月分から9月分までは5月までに、10月分から3月分までは、10月までに振り込む。
- 4 給付期間は、給付対象者が第2条に該当する限り、本学を卒業するまでの間とする。

(募集)

第5条 奨学金の募集は、毎年度2月に行うものとする。

- 2 募集の対象となる者は、新年度新たに3年生に進級する者とする。

(奨学金の申請)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者（以下、「給付申請者」という。）は、次の申請書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金申請書 (様式1)
- (2) 奨学金申請理由書 (様式2)
- (3) 誓約書 (様式3)
- (4) 身上調書 (様式4)
- (5) 保証人の印鑑証明書

(保証人)

第7条 奨学金の申請に際しては、奨学金返還の支払責任を負うことのできる成年者の保証人1名を要する。

- 2 保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとし、奨学生が返還できない場合はその者の代わりに奨学金を返還する。
- 3 保証人は、奨学金申請書に署名するものとする。

(選考及び給付の決定)

第8条 理事長は、第6条の規定による申請書類の提出があったときは、医学部教務学生委員会において審査の上、給付の適否について決定する。

- 2 理事長は、前項の規定により給付の適否を決定したときは、奨学金給付決定通知書(様式5)により給付申請者に通知する。

(給付の中止)

第9条 理事長は、奨学金の給付を受けている者(以下「奨学生」という。)が給付期間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、給付を中止するものとする。

- (1) 退学(死亡、心身の故障による退学に限る。)したとき。
 - (2) 休学したとき。
 - (3) 進級(初回に限る。)又は卒業できなかったとき。
 - (4) 給付を辞退したとき。
 - (5) その他、理事長が中止を必要と認めたとき。
- 2 理事長は、奨学生が大学を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の給付を中止する。この場合において、これらの月の分として既に給付された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることができる。
 - 3 理事長は、前項の規定に基づき給付を中止するときは、奨学金給付中止通知書(様式6)により当該給付を中止する奨学生に通知するものとする。
 - 4 理事長は、奨学生が大学に復学したときは、奨学金の給付を再開し、奨学金給付再開通知書(様式7)により奨学生に通知するものとする。

(給付の決定の取消し)

第10条 理事長は、奨学生が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、給付の決定を取り消すものとする。

- (1) 奨学金の給付を受けた期間の2分の3に相当する期間、県内の医療機関等に医師(医学研究者を含む。)として就業しないことが判明したとき。
- (2) 卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき。
- (3) 医師免許を取得しないことが判明したとき。
- (4) 退学(死亡、心身の故障による退学を除く。)したとき。
- (5) 進級(2回目)できなかったとき

- (6) 品行又は学業が著しく不良となったと認められるとき。
 - (7) その他理事長が返還を必要と認めたとき。
- 2 理事長は、前項の規定に基づき給付の決定を取消したときは、奨学金給付取消通知書（様式8）により奨学生に通知するものとする。

（奨学金の返還）

第11条 奨学金の給付を受けた者が、前条の規定により給付の決定を取り消された者は、その日から1年以内に奨学金の全額を返還するものとする。

（返還期限の延長）

第12条 理事長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する奨学金の返還期限を延長することができる。

- 2 前項の規定により奨学金の返還期限の延期を求めようとする者は、奨学金返還期限延長申請書（様式9）を理事長に提出しなければならない。

（延滞利息）

第13条 奨学生が、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めたときはこの限りではない。

（奨学金の返還の猶予）

第14条 奨学生が、次の各号に該当するときは、その事由が継続する間は奨学金の返還を猶予する。

- (1) 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。
 - (2) 育児休業の間
 - (3) その他理事長が返還の猶予を必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者（以下「返還猶予申請者」という。）は、奨学金返還猶予申請書（様式10）に前項各号に該当する事実を証する書面を添えて理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、書面によりその諾否を返還猶予申請者に通知するものとする。

（給付の終了）

第15条 奨学金は、寄付金を財源とすることから、寄付の受入に関する状況の変化のより、給付を中止せざるを得ない事態が生じた場合は、第4条第4項の規定に関わらず給付を終了する。

附則

この要領は、平成23年1月25日から施行する。

附則

この要領の施行後初めて行う第5条第1項の規定による奨学金の募集は、同条第2項の規定にかかわらず、募集の対象となる者は、新年度新たに3年生又は4年生に進級する者とする。

様式1 (第6条関係)

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金申請書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長 ○○○○○ 様

申請者(本人)氏名 印

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金の給付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申 請 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	氏 名	印			
	現住所	〒 電話番号 ()			
	帰省先住所	〒 電話番号 ()			
保 証 人	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	氏 名	実印			
	現住所	〒 電話番号 ()		申請者との関係	

給付希望期間	年 月 から 年 月 まで
給付希望金額	月額 50,000 円
振込口座番号	銀行 支店 預金種目 口座番号

添付書類 保証人の印鑑証明書

様式3（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長 ○○○○○ 様

申請者本人氏名 印

住 所

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金制度の趣旨に従い、卒業後県内の医療機関等において、医師・医学研究者として同奨学金の給付を受けた期間の2分の3に相当する期間、従事することを確約します。

様式5（第8条関係）

（その1）

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付決定通知書（給付をする場合）

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○ 印

年 月 日付けで申請のあった奨学金については、下記のとおり給付することに決定しましたので通知します。

記

1 給付総額 円

2 給付月額 金 50,000 円

3 給付期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式5（第8条関係）
（その2）

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付決定通知書（給付をしない場合）

年 月 日

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○○ 印

年 月 日付けで申請のあった奨学金については、下記の理由により給付しないことに決定しましたので通知します。

記

様式6 (第9条関係)

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付中止通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○○ 印

あなたは、 年 月 日から奨学金の給付を受けていますが、次の事由は、和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付事務取扱要領第9条第1項第 号に該当しますので、平成 年 月分から給付を中止します。

取
消
し
の
事
由

様式7 (第9条関係)

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付再開通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○ 印

年 月 日付け第 号で給付を中止した奨学金については、下記のとおり再開したので通知します。

記

1 給付月額 金 50,000 円

2 給付期間 年 月分から 年 月分まで

3 既給付額 金 50,000 円

4 既給付期間 年 月分から 年 月分まで

5 再開理由

様式8 (第10条関係)

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付取消通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○○ 印

あなたは、 年 月 日から奨学金の給付を受けていますが、次の事由は、和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付事務取扱要領第10条第1項第 号に該当しますので、給付を取り消します。

取
消
し
の
事
由

